

2011年度事業計画概要

2010年度予算概要

2011年度事業計画概要

2011年度、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル(以下 SC)は大きな転換点を迎える。それまで個々の加盟国メンバー(以下、SCメンバー)が別々に行ってきた海外支援活動は IPU(International Program Unit)と呼ばれる全世界共通のシステムの下に統合される。これまでも事業地統合(Unified Presence=UP)の名の下に海外事務所の統合プロセスは進められてきたが、IPUは海外事務所を監督している地域事務所や本部も含めた海外支援活動システム全体の統合である。1月の南・中央アジア地域(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(以下 SCJ)では、モンゴル、スリランカ、アフガニスタン、パキスタン、ネパールが該当)を皮切りに、7月には東南アジア地域(SCJではミャンマー、ベトナムが該当)も IPUへの移行プロセスを開始し、2012年末までに全世界が IPU体制に移行する予定である。

この結果、SCJには以下のプラスとマイナスの影響が予想される。すなわち、プラス面としては、これまでは支援対象国によってそれぞれ異なる SCメンバーのシステムやルールに従って行わざるを得なかった海外支援活動を、今後は世界中どこでも共通のシステムとルールの下で実施することが可能となる。つまり SCJは今後世界中どこでも海外支援活動を展開できる可能性が生まれる。いっぽうマイナス面としては、IPUを維持させていくための管理費(間接費)について SCメンバーの一つとして応分のコスト負担を求められることになる。とりわけ、2011年日本では公的支援機関にしても民間支援者にしても事業費(直接費)の支援には熱心であるが、管理費(間接費)も併せて支援することには消極的である。このため、SCJは IPUの管理費の大部分を「自己資金」すなわち無指定の寄付金から賄わなければならない。とりわけ、2011-12年は、共通の財務管理システムや事業管理システムの導入など、また、地域事務所創設のためのコストなど、一時的に発生するコストがあり、個々のメンバーに求められる負担が通常より多くなる見通しである。ところが、現状では SCJは公的支援機関からの助成金収入の伸びに比べて無指定寄付の伸びが追いついていない。

この問題を解決するため、2011年度、SCJは以下のような取り組みを進めていきたい。すなわち、従来の NGO 向け資金をもとにした、海外事業の見直しを行い、既存事業については管理費も含めた事業収入が期待できる ODA(政府開発援助) 本体事業へのグレードアップを図る。グレードアップが実現できなかった事業については規模の縮小や撤退も検討する。いっぽう IPUによって新規国への事業展開が容易になることを考慮し、日本の政府や企業の関心が高まりつつある新地域(アフリカ等)への事業展開も試みる。さらに2010年度から開始した「日本国内の子どもの貧困」支援事業を継続・発展させ個人や法人からの事業収入を積極的に拡大していく。寄付収入については、ダイレクトメールに集中した個人支援者獲得施策を実施し、無指定寄付収入の拡大を図る。法人寄付についてはキーアカウントと呼ばれる主力連携先企業との協力関係を強化するとともに、アウトバウンドと呼

ばれる新規連携先企業獲得のための営業活動を強化する。以上によって収支均衡予算を達成したい。

事業計画詳細

I 東アジア・東北アジア地域

1. ベトナム事業

1-1. 事業名：総合的子どもの発達事業

事業地域：イエンバイ省ルックイエン郡

事業期間：2010年1月～2012年1月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」を達成するため、イエンバイ省保健局とのパートナーシップにて、乳幼児の発育の促進を目指す。

[対象人数]

2歳未満児約600名、妊産婦400名、周産期女性約5,000名。

[活動の紹介]

- ・ 栄養改善のため、子どもの体重測定と親への栄養教育を行う。
- ・ 集落レベルで母乳育児の推進活動を展開する。
- ・ 野菜や果物の栽培方法に関する研修の実施。
- ・ 妊婦への産前検診実施体制を強化し、妊産期女性を対象に出産・育児の研修を行う。
- ・ 地域の保健スタッフに専門的な研修を実施する。
- ・ 地域の各レベル行政担当官に事業監理の方法を研修する。

[主な資金の使途]

研修費、診療所機材費、教育広報用教材購入費など。

[期待される効果]

- ・ 地域内での2歳未満児の栄養不良率が1%-10%削減される。
- ・ 村落における栄養教育プログラムや妊産婦検診のアクセスおよび質の改善。
- ・ 現地パートナーの事業運営能力が向上する。

1-2. 事業名：ベトナム北部山岳地域における育児指導を通じた子どもの栄養改善事業 (第2期)

事業地域：イエンバイ省 バンチャン郡

事業期間：2010年8月～2011年7月

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」を達成するため、第1期でのこれまでの栄養教育、妊産婦研修、NERPセンターに加えて、家庭菜園の推進等食料確

保推進の事業を実施し、乳幼児の発育の促進を目指す。

[対象人数]

約 11,011 名（2 歳以下の子ども 1,300 人、妊産婦 500 名、妊娠可能な女性 9,000 名、村ボランティア 130 名、行政官 81 名）

[活動の紹介]

- ・ 栄養教育、保健活動
- ・ 行政官の能力向上
- ・ 食料確保のための活動食の安全

[主な資金の使途]

研修費、会議費、調査費、資料費

[期待される効果]

- ・ 地域内での 2 歳未満児の栄養不良率が 1%-10%削減される。
- ・ 栄養事業の持続性が数値として明確になる。
- ・ 調査結果を基に、既存の事業の構成の改定を行い、事業の長期的な効率性、成果を高める。
- ・ 事業実施パートナー（ベトナム行政官）の事業運営能力が高まる。

1-3. 事業名：ベトナム イエンバイ省における地域の自然資源と伝統的知恵を利用した栄養改善事業

事業地域：イエンバイ省 バンチャン郡（一部ルックイエン郡）

事業期間：2010 年 11 月～2012 年 10 月（2 年間）

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6 条/24 条）」を達成するため、栄養事業との組み合わせで、①過去の栄養事業の効果の持続性調査、及び②地域の自然資源（地元で採取可能な野菜や果実、魚等）を使用した伝統料理レシピ集の作成を行う。

[対象人数]

約 1,500 人の 5 歳未満児。約 9,000 人の妊産婦（15 歳以上 49 歳以下）女性および 250 人の妊産婦。約 20 名の行政官。

[活動の紹介]

- ・ 栄養教育、保健活動
- ・ 過去の栄養事業の効果持続性調査
- ・ 伝統料理レシピ集の作成

[主な資金の使途]

研修費、会議費、調査費、資料費

[期待される効果]

- ・ 地域内での 2 歳未満児の栄養不良率が 1%～10%削減される。
- ・ 栄養事業の持続性が数値として明確になる。

- ・ 調査結果を基に、既存の事業の構成の改定を行い、事業の長期的な効率性、成果を高めることに貢献する。
- ・ 事業実施パートナー（ベトナム人行政官）の事業運営能力が高まる。

1－4．事業名：山岳地域における子どもの栄養改善のための母乳育児推進事業（申請中）

事業地域：イエンバイ省 ルックイエン郡

事業期間：2011年4月～2012年3月

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」を達成するため、イエンバイ省における母乳育児の推進

[対象人数]

約600人の2歳未満児。約5,000人の妊産期（15歳以上49歳以下）女性および400人の妊産婦。

[活動の紹介]

- ・ 母乳育児教育
- ・ 行政官の研修
- ・ 村の診療所スタッフ及び保健ボランティアの育成

[主な資金の使途]

研修費、会議費、調査費、資料費

[期待される効果]

- ・ 地域内で完全母乳育児を実践する率が高まる
- ・ 村ボランティアや村の診療所スタッフが母乳育児の技術及び重要性を理解する。
- ・ 妊産婦が母乳育児の技術と知識を身につけ、実践する。
- ・ 事業実施パートナー（ベトナム人行政官）の事業運営能力が高まる。

1－5．事業名：少数民族女性のための持続的小規模貸付事業（申請準備中）

事業地域：イエンバイ省内1郡

事業期間：2011年7月～2012年6月

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」や「親からサポートを受ける権利（第5条）」を達成するため、少数民族の女性への小規模資金の貸付事業。小規模資金を融資する融資機関も設立し、その機関が独立採算で運営していけるようにサポートを行う。

[対象人数]

約2,600人

[活動の紹介]

- ・ 借り手グループの形成、グループ管理研修
- ・ 貸付方針、販売、簿記、会計、財政分析研修及びそれができるスタッフの育成
- ・ 行政への管理運営能力研修
- ・ 貸付機関の独立化

[主な資金の使途]

研修費、会議費、調査費、資料費

[期待される効果]

- ・ 少数民族の女性起業家が貸付・貯蓄サービスを活用できるようになる。
- ・ 少数民族の更なる女性起業家への貸付・貯蓄サービスへの利用が拡大する。
- ・ 地域に適した貸付・貯蓄サービスの質が向上する。
- ・ 少数民族の女性起業家への貸付・貯蓄サービスの需要と許容が拡大する。
- ・ 地方行政や諸団体の金融融資活動へのコミットメントが高まる。

その他、大規模な小規模貸付事業としてアメリカの石油会社、シェブロンとの共同事業にもセーブ・ザ・チルドレン・ベトナム共同事務所の枠組みにて積極的に引き続き関与していく。

2. ミャンマー事業

2-1. 事業名：母乳・補助食の栄養指導と生計向上支援事業

事業地域：バゴ地域テゴン・タウンシップ 30 村

事業期間：2010 年 3 月から 2013 年 2 月（3 年間）

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6 条/24 条）」を達成するため、5 歳未満児の慢性栄養不良を予防するとともに、急性栄養不良児を早期発見し、回復を目指す。

[対象人数]

5 歳未満 900 名及びその母親 900 名。妊婦 450 名。家族 1,800 世帯（9,000 名）。

[活動の紹介]

- ・ 妊婦や 2 歳未満児の母親・養育者を対象に、健康、栄養、完全母乳哺育についての教育
- ・ 5 歳未満児を対象の定期的身体測定、子どもたちの発育状態の事業効果測定、栄養不良の子どもたちの早期発見
- ・ 栄養不良児とその母親・養育者を対象に、栄養給食と調理実習を通じて、子どもの栄養と健康管理についての指導
- ・ 栄養のある食糧を安定して確保できるよう、村人による生計向上グループの組織、及び、そのメンバーを対象に家庭菜園の技能と生産向上についての研修
- ・ 2 歳未満児を持つ貧困家庭の母親や生計向上グループを対象に、養鶏についての研修

- ・ 家庭菜園キット及び養鶏資材の供与

[主な資金の使途]

給食及び調理実習食材費、研修費、身体測定用機材費、家庭菜園キット、ニワトリのヒナ

[期待される成果]

- 栄養不良児の割合が減少する。
- 適切な頻度で離乳食や栄養バランスのある多様な食事をとるようになった子どもの割合が増加する。
- 母親・養育者の保健・栄養に関する行動が変容する。

2-2. 事業名：母と子のための栄養事業（事業準備中）

事業地域：ヤンゴン地域クンジャゴン・タウンシップの28村

事業期間：2011年4月から2013年10月（2年6ヶ月間）（現在、ミャンマー保健省と調整中）

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」を達成するため、5歳未満児の慢性栄養不良を削減する。

[対象人数]

42,000人（2,100人の妊婦及び授乳中の母親5,163人の5歳児未満児を含む）

[活動の紹介]

- ・ 本事業の活動の主体となるボランティアの養成と組織化
- ・ 完全母乳育児や離乳食など乳幼児の適切な食事に関する教育や調理実習などを通じた、母親・養育者の栄養及び健康管理についての知識の向上と行動変容
- ・ 母乳育児を促進するための母乳育児カウンセラーの養成研修と家庭訪問の実施
- ・ 2歳未満児と妊婦に栄養剤（鉄、ビタミンB1等）の配布
- ・ 栄養不良児の判断及びケア方法、現存の公的保健サービスの利用方法について、ボランティアグループに対する研修
- ・ 組織化した女性グループを対象に、家庭菜園及び養鶏のための資材の配布と技能研修

[主な資金の使途]

各種研修（栄養、生計向上等）、栄養剤、家庭菜園キット、ニワトリのヒナ

[期待される成果]

- ・ クンジャゴンでの慢性栄養不良の5歳児未満児が減る。

2-3. 事業名：安全な水と衛生環境へのアクセス向上事業（WASH事業フェーズ3）

事業地域：エーヤワディー地域ラインボン・エリア（モラミアンジュン・タウンシップの一部およびラピュータ・タウンシップの一部）の12村

事業期間：2010年10月19日から2011年4月18日

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」を達成するため、今後の災害に強い村落作りの対策として、安全な水へのアクセスと衛生、生活環境の向上を目指す。

[対象人数] 1,500世帯（6,500人の成人および2,700人の子ども）

[活動の紹介]

- ・ 村人の労働力で貯水池の修復および新設、対象地域の学校や保健所への貯水タンクの設置
- ・ 学校や保健所でのトイレの設置と衛生についての知識の向上、家庭でのトイレの設置
- ・ 村の WASH 委員会（水衛生委員会）の組織、知識や技能の強化
- ・ 村人への衛生向上についての啓蒙活動

[主な資金の使途]

貯水池の新設・修復資機材および労賃、トイレの資機材、貯水タンク・トイレ等の設置、研修実施

[期待される成果]

- ・ 村人や子どもたちが新設・修復された貯水池や学校の貯水タンクから安全な水が得られ、災害後にも安全な水が確保しやすくなる。
- ・ より多くの村人や子どもたちが衛生的で安全なトイレを使えるようになる。
- ・ 村人の衛生に対しての意識・行動が改善される。
- ・ WASH 活動（安全な水と衛生に関する地域活動）を村人たちに根付かせる。

2-4. 事業名：新生児を含めた子どもと母のための村落保健事業（申請準備中）

事業地域：バゴー地域テゴン・タウンシップ、ヤンゴン地域クンジャゴン・タウンシップ、マグエ地域ソー・タウンシップ、セドタラ・タウンシップ、ミンドン・タウンシップ、ンガペ・タウンシップ

事業期間：2011年1月から2013年12月（3年間）

事業内容：

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「安全に健康に育つ権利（6条/24条）」を達成するため、また、ミャンマー国の国連ミレニアム開発目標ゴール4（乳幼児死亡率の削減）およびゴール5（妊産婦死亡率の削減）の達成に貢献するため、村落に根ざした保健活動を通して、新生児ケアを含んだ母子保健サービスの利用と、家庭や地域における母と子どもの適切な健康向上のための行動の促進を目指す。

[対象人数]

48,100人の5歳未満児および8,180人の妊婦

[活動の紹介]

- ・ 妊婦および5歳未満児の母親、また地域のリーダーや父親、祖父母等対象にした保健・栄養教育の実施、

- ・ 新生児を含めた子どもと母の健康のための適切な行動を促進するための BCC (Behaviour Change Communication) 教材の作成
- ・ 2 ヶ月以上 5 歳未満児の主要小児感染症 (特に肺炎と下痢) の簡易治療を提供する Community Case Management (CCM) プロバイダーと、安全な妊娠と出産を促進するためのリプロダクティブ・ヘルス (RH) ボランティアの育成および能力研修
- ・ CCM プロバイダーと RH ボランティアによる新生児ケアを含めた継続ケア (妊娠、出産、新生児、乳幼児と母子と一緒に継続的にケア) の実施
- ・ 新生児ケアを含んだ母子保健に関する助産師研修の支援、危険な出産や子どもの重症など緊急時のコミュニティと助産師の連携構築支援
- ・ 村の代表者、地元有力者、CCM プロバイダー、RH ボランティアなどで構成される村保健・栄養チームの形成と組織強化、村保健・栄養チームと助産師との定期会合の実施、助産師による村ボランティアの活動の定期的な観察および指導と追加研修の実施
- ・ 事業成果の取り纏めと教訓・提言の発信、ミャンマー政府保健省、WHO、UNICEF、他主要な関係機関への政策提言

[主な資金の使途]

保健・栄養キット、各種研修実施、マテリアル作成、政策提言活動費

[期待される成果]

- ・ 母親・養育者の保健・栄養に関する知識が向上する。
- ・ 妊婦や 5 歳未満児のための母子保健サービスの利用が増える。
- ・ 母子保健サービスの質が向上する。

コミュニティによる地域保健活動への参加が促進される。

3. モンゴル事業

3-1. 事業名：「子どもにやさしい」幼稚園事業 (申請準備中)

事業地域：首都ウランバートル市 4 地区

事業期間：2011 年 2 月～2014 年 1 月 (3 年間)

事業内容

[事業の大枠]

国連子どもの権利条約の「生命・生存・発達への権利 (第 6 条)」を実現するため、「子どもにやさしい」環境を整えた幼稚園において、養護、保護、教育、社会的しつけの要素を含む、包括的な権利基盤型カリキュラムによる幼児教育の導入が図られることを目指す。

[対象人口]

幼児 (2～5 歳)、詳細について検討中

[活動の紹介]

- ・ 幼稚園教諭らを対象とした ‘子どもにやさしい’ 教育能力トレーニングの実施
- ・ 幼稚園園長らを対象とした ‘子どもにやさしい’ 幼稚園運営能力トレーニングの実施
- ・ 国家監査局による幼稚園の事業結果確認システムの改善・強化
- ・ 保護者らの幼児教育に関する理解の向上支援の実施

- ・ 保護者会の運営支援、運営参加の促進支援の実施
- ・ ‘子どもにやさしい’ インフラ改善・支援の実施

[主な資金の使途]

幼稚園関係者の人材育成費・保護者支援経費（共に研修教材開発費、教育教材開発費、印刷、研修費用など）、トイレ・手洗い場を中心としたインフラ整備の準備、広報活動費

[期待される効果]

- ・ 同国内における UNICEF などが提言・推進する国際基準である「チャイルド・フレンドリー・スクール」の理念に則った「子どもにやさしい」幼稚園の推進・普及のため、持続可能な仕組みが確立され、子どもたちが充実した幼児期を享受することができるようになる。
- ・ 保護者らが「子どもにやさしい」幼稚園の経営・運営へ積極的に参加するようになり、子どもたちの発達地域社会と共に見守られるようになる。
- ・ 幼稚園実務者や保護者らが「子どもにやさしい」幼稚園に必要な施設・設備の基準を見直すなど、幼児教育の意義への理解を深めつつ、必要な設備を整える体制が構築される。

3-2. 事業名：子どもの権利実現のための、暴力のない公平な教育環境の推進

事業地域：ウランバートル市および、ドルノド県の公立学校 16 校

事業期間：2011 年 1 月～2011 年 9 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

モンゴルの公教育現場において子どもに対する体罰、不正、差別という深刻な子どもの権利侵害が起こっているという問題認識の下、上述の権利に基づくアプローチ（全ての援助活動は権利概念に基づき、子どもたちが権利の主体として、また彼らを支える社会を義務履行者として諸問題を分析し働きかけるアプローチ）に則り、同国の子どもたちが暴力のない、公平な環境で教育を受けるという権利の実現を目指す。

[対象人口]

学校運営責任者、教師、保護者、子どもたちを含む 21,000 人（直接裨益者）25,000 人（間接裨益者）

[活動の紹介]

学校運営責任者と教師と保護者の能力向上・体制整備支援、子どもたちの環境・体制作り

- ・ 学校運営責任者や教師の「改正教育法」理解の向上とよりよい学校運営を目指したグッド・ガバナンスの促進
- ・ 教師による「ポジティブ・ディシプリン（前向きなしつけ）」（暴力・体罰に頼らない）指導法の実践とその促進
- ・ 対象校の生徒や保護者らによる学校運営（生徒会・PTA 活動など）への積極的参加促進
- ・ 教育局の公教育監査課による、学校の監査能力と各学校との連携のための調整機能の向上

- ・ 公教育における体罰・不正・差別の現状と「改正教育法」に関する一般社会の理解向上
- ・ 「改正教育法」の抵触行為による被害児童と地域の弁護士の協同の法的支援体制の形成

[主な資金の使途]

人材育成費・体制支援経費（共に研修費用、ガイドブックの開発と発行、交流会など）、広報活動費

[期待される効果]

モンゴルの子どもたちが：

- ・ 「暴力はいけない」と認識し、自ら語るができるようになる。
- ・ 教師による体罰が減少し、公平かつ正当な評価をされていると感じられる。
- ・ 暴力の問題に対し、自分自身の態度を改める努力をすることができるようになる。
- ・ 生徒会活動など、学校運営への積極的参加により「自分の学校」と感じられる。
- ・ 両親も学校運営に携わることにより、自分の学校に関心を示していると感じられる。
- ・ 自らの権利が守られなかった際、救済を求める方法を知るようになる。

3-3. 事業名：虐待やネグレクト（育児放棄や監護の怠慢）など、適切な養育が受けられない子どもたちの保護事業

事業地域：ウランバートル市及びドルノド県

事業期間：2011年1月～2011年12月

事業内容

[事業の大枠]

虐待やネグレクト（育児放棄や監護の怠慢）を受けるなどの様々な理由から、厳しい気候の同国で路上に出て暮らす子どもたちが、国連子どもの権利条約の、暴力から守られる（19条）、親元で暮らせないときに必要な支援を受ける（20条）、安全に健康に育つ（6条/24条）、親と共に暮らす（9条）子育てに親が必要とする支援を受けられる（18条）権利などの回復を目指す。

[対象人口]

400人の行政官や関係者、大学生、200人の子ども（直接裨益者）

61,300人の子ども（間接裨益者）

[活動の紹介]

- ・ 子どもセンター利用者を対象とした生活指導、基本的な生活支援、社会福祉支援の提供
- ・ ストリートで暮らす子ども達を対象とし、センター外へ赴くアウトリーチ活動、生活指導、基本的な生活支援、社会福祉支援の提供
- ・ 社会福祉理論に基づく個別援助技術を用いた（家族のもとに帰るための）再統合支援
- ・ 行政や関係諸機関を含む多分野の専門家との連携に基づく、包括的支援システムの構築

- ・ 虐待やネグレクト（育児放棄や監護の怠慢）をなくすため、「ポジティブ・ディシプリン」の啓発

- ・ 子どもセンター利用者を対象とした、サーカスの技術訓練の実施及び発表会の実施

[主な資金の使途]

子どもセンター運営、子どもセンターに通う子どもたちへの生活支援・生活指導支援、地方行政官の人材育成（研修費用、ガイドブックの開発と発行）

[期待される効果]

- ・ （主に路上で暮らす）子どもたちが健康と心理社会的福祉を享受する。
- ・ 子どもたちが教育を受け、安全な生活を見通すことができようになる。
- ・
- ・ 子どもたちが自分の家族・特定の養育者の責任のもとで暮らすことができるようになる。
- ・ 子どもたちが、虐待やネグレクト（育児放棄や監護の怠慢）から守られ、回復することができるようになる。
- ・ 子どもたちの抱える問題が地域社会で理解され、路上で暮らす子どもが社会に守られる。
- ・ 子どもたちが自分の特技を表現することにより、周囲の人に認められる経験を得る。

3-4. 事業名：地方版「子どもにやさしい」幼稚園事業（申請準備中）

事業地域：遊牧民族などが暮らす、首都から離れた地方

事業期間：2011年11月～2014年10月（3年間）

事業内容

[事業の大枠]

小学校入学を機に家族から離れ寮生活を強いられる遊牧民の子どもたちが、①「子どもにやさしい」幼稚園で幼稚園を過ごすことによって身体的・精神的、社会的に小学校入学のための準備が整い、②低学年時期に適切な養護・保護・教育・社会的しつけ教育を受けることで学校生活、寮生活に早期に適応し、義務教育期間ドロップアウトすることなく、教育を受け続ける基盤が作れることを目指す。

[対象人口]

詳細は検討中

[活動の紹介]

「義務履行者」である幼稚園教師や学校教師・保護者を中心とした能力向上・体制整備支援含み詳細は検討中

[主な資金の使途]

詳細は検討中

[期待される効果]

詳細は検討中

II 南アジア・南西アジア地域

1. アフガニスタン事業

1-1. 北部州における教育事業

事業地域： ファリアブ州、サリプル州

事業期間： 2009年7月から2011年12月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

紛争の影響下にある子どもたちが村落において自らの能力を高め将来的に自己実現を果たせるように、基礎教育をより多くの子どもたちが受けられるようにし、その質の向上を図る。

[対象人口]

両州の子ども約150,000人、親、教育関係者、村落

[活動の紹介]

- ・ 学校教員の教授法および指導能力強化、ポジティブ・ディシプリン（暴力・体罰に頼らない指導法）のための教員研修実施、学校長対象の学校マネジメント研修実施
- ・ PTA および児童会の支援実施
- ・ 早期幼児教育の支援実施、家庭における早期幼児教育の実施支援、早期幼児教育委員会事業効果測定の実施支援
- ・ 移動式図書箱の配布、「子ども同士の絵本読み聞かせ」支援実施
- ・ 子ども保健教育事業実施

[主な資金の使途]

研修運営管理費、資機材購入費、事業効果測定費用

[期待される効果]

- ・ 子どもの就学前教育への参加拡大、就学後の相対的成績向上、就学率と定着率が安定する
- ・ 栄養、衛生、健康に関して、子どもたちが正しい知識を身につける
- ・ 教員の指導能力と教授法が改善され、学校教育の質が底上げされる。就学率と定着率が安定する。
- ・ 学校内の教材・副教材が補充され、学習環境が改善される。
- ・ PTA や子ども委員会の意見が学校運営に反映され、学校教育の質が改善される。

1-2. バーミヤン州女性教員養成事業

事業地域： バーミヤン州

事業期間： 2010年1月～2011年12月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

バーミヤン州10校に在学中の高校1年生から3年生の女子生徒約240名に対して教員研修を実施。研修内容は、教授法や初等教育の履修科目、子どもの権利、ポジティブ・

ディシプリン（暴力・体罰に頼らない指導法）など。研修中には教員アシスタントとして実際に小学校の事業に立ち会い、女子生徒たちは実践的な指導能力を育む機会を持つ。

[対象人口]

同州 10 校に在学中の高校 1 年生から 3 年生（15 歳から 17 歳）の女子生徒約 240 名

[活動の紹介]

- ・ 他のセーブ・ザ・チルドレンメンバーとの事前調査実施（ニーズ汲み取り、事業地選定）
- ・ 教員研修の実施
- ・ 事業効果測定と評価の実施

[主な資金の使途]

研修及教材費、研修参加者旅費

[期待される効果]

初等教育における女性教員数を増やし、女子の就学率を底上げさせる。女子教育推進を通じて、村落の発展と女性の権利向上に貢献する。

1-3. バーミヤン州教育復興支援事業

事業地域： バーミヤン州

事業期間： 2010 年 8 月～2011 年 12 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

同州の公立学校を対象に学校校舎建設・増築、各種教員研修を進め学習環境を改善するとともに、幼児期の子どもを対象に就学前教育、学齢期の子どもに保健教育をそれぞれ実施する。

[対象人口]

- ・ 同州の子ども 3,446 人、教員・保護者 1,360 人

[活動の紹介]

- ・ 学校校舎建設・増築
- ・ 各種教員研修実施
- ・ 就学前教室の実施
- ・ 保健教育の実施

[主な資金の使途]

学校校舎建設・増築、就学前教育用の道具セット、本購入・配布、保健教育教材セット購入、配布、各種研修運営費

[期待される効果]

紛争と貧困の影響下にあるバーミヤン州の子どもたちが質の高い教育を受けられるように、村落と学校が主体となって教育環境を整備することが出来る。

2. ネパール事業

2-1. 村落への働きかけを通じた公立小学校教育の質の改善事業フォローアップ事業

事業地域： ネパール東部平野地帯のマホタリ郡及びダヌーシャ郡の計 14 か所

事業期間： 2011 年 1 月から 2012 年 12 月

事業内容：

[事業の大枠]

先行事業(2008年から2010年実施事業)を通じ、教育の質に関する様々な指標に改善がみられたが、村落の意識の変化を行動に移し、村落自らが地方行政に対して働きかけていく能力についてはまだまだ弱いのが実情である。先行事業と同様に、本事業でも学校運営委員会の結成や学校改善計画の事業結果確認といった村落の能力強化に重きを置くが、先行事業による成果を持続させ、教育の質を更に向上させるためには、より広範な村落全体の能力強化と共に、行政に対する政策提言を強化する必要がある。更に、より高い教育の質を確保するために、学習環境の整備だけでなく、学習速度の遅い子どもたちの学習到達度を向上すべく、補習授業の実施をする。

[対象人口]

約 24,600 人 (子ども)、約 2,900 人 (大人)

[活動の紹介]

- ・ 政策の再検討を行い、支援の実態とのかい離を確認し、政策提言および好事例の紹介を行う。
- ・ 学校支援住民組織を結成し、学校教育の質に関する研修を実施したのち、学校改善計画の立案、実施状況の事業効果測定を行う。
- ・ 学校入学の大切さの啓もう活動を実施する。
- ・ 教室の修築・増築を行い机・椅子、教材の配布を行う。
- ・ 教員を対象に教師からの一方通行でない子どもに優しい教授法及び子ども中心の教授法の補習研修を実施する。
- ・ 保護者会を実施し、子どもの教育の重要性を訴え、学校では学習速度の遅い子どもたちのための補習授業を実施する。
- ・ 子どもの保護に関する研修の実施、子どもエンパワーメント委員会（どんな委員会ですか？）による活動の実施。

[主な資金の使途]

各種組織の結成の際の交通費・文房具、研修及び講習会の資料出版、学校修繕の資材・労賃

[期待される効果]

- ・ 事業完了時までに対象校において就学率が事業開始時点の 82%から 85%に上昇する。
- ・ 事業完了時までに対象校において小学 5 年生までの修了率が事業開始時点の 50%から 55%に上昇する。
- ・ 事業完了時までに対象校において事業開始時点の学習到達度 36%より 5%向上する。
- ・ 行政が各学校の学校改善計画を実施する。その実施にあたり、それぞれの学区内で入手可

能な資源（人材や学校週是の材料など）を利用するようになる。

2-2. 住民参加型学校運営を中心とした教育の質改善事業

事業地域： ネパール東部平野地帯のマホタリ郡及びダヌーシャ郡の計 30 か所

事業期間： 2009 年 11 月から 2012 年 3 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

子どもや地域住民の参加を通じて公立学校運営を改善することを目的に、学校運営委員会及び学校支援住民組織（学校改善計画の立案・実施・進捗管理をする委員会）を結成し、学校改善計画を地域住民、教員、生徒で作成し、事業効果測定する。また、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、公立小学校及び早期幼児教育センターにおいて、教員研修を含め、子どもにやさしい学習環境を整備する。同時に、子どもが教育を受ける権利に関する政策環境を整備するため、政府の教育政策に関する調査を行い、政策提言を行う。尚、本事業はマホタリ郡及びダヌーシャ郡での先行事業の他地域への拡大を図ることを目的とする。

[対象人口]

約 49,000 人（子ども）、約 5,000 人（大人）

[活動の紹介]

- ・ 学校運営委員会及び学校支援住民組織を結成し、質の高い教育に関する研修後、学校改善計画の立案、実施状況の事業効果測定及び改定を行う。
- ・ 幼児開発教育センター及び公立学校を対象に教室の学習教材支援や校舎の修復・増築、教員研修を行い、子どもにやさしい学習環境を整備する。
- ・ 他の NGO や政府関係者との協力のもと、子どもの権利に関するネットワークを形成し、政府の教育政策の再検討及び政策提言を目的に、教育関係者との定期会合や調査を実施する。
- ・ 入学推進啓もう活動、保護者と教師間の会合を定期的に行い、保護者や地域住民の教育の重要性についての意識を向上する。

[主な資金の使途]

各種組織の結成の際の交通費・文房具、研修及び講習会の資料出版、学校修繕の資材・労賃

[期待される効果]

- ・ 公立小学校の運営に係る子どもや地域住民の参加が 80%増加し、学校運営が改善される。
- ・ 小学校と早期幼児教育センターにおいて子どもにやさしい学習環境が整備され、最低 30 校が「健康で安全な環境を整えた“子どもにやさしい学校”」と宣言する。
- ・ 子どもが教育を受ける権利に関する政策環境が整備される。
- ・ 子どもが教育を受ける重要性の理解が促進され、早期幼児教育センター修了児童の 80%が小学校に入学する。

- ・ 子どもたちの学力（どんなものですか）が 10%向上する
- ・ 小学校就学率（1年生に入学する児童）が 58%から 68%に上昇する。
- ・ 小学校残存率（1学年終了時に学校に残っている児童）が 48%から 70%に上昇する。

2-3. 武力紛争の影響下にある子どもの教育事業

事業地域： ネパール西部平野地帯のダン郡とスルケット郡の 2 市・15 カ村、30 学校区

事業期間： 2010 年 2 月から 2011 年 2 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

早期幼児教育、公立小学校教育への入学促進啓もう活動、教室・学校設備の改善、地域住民参加の学校改善計画活動、教育の質の向上を目指した活動を通して、武力紛争の影響を受けた子どもを含むすべての子どもが高い質の教育を受けられるようにする。同時に、「子どもの権利」の研修、それに関する活動・イベントを実施することにより、武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別行為を減らす。

[対象人口]

4,000 人（ダン郡の 3-4 歳の子ども）、2,000 人（スルケット郡 3-17 歳の子ども）

[活動の紹介]

- ・ 幼児開発教育運営委員会会議の会合、早期幼児教育用教材の配布を行う。
- ・ 就学状況実態調査の継続、集落教育委員会の就学事業効果測定者により、子どもの就学状況を効果測定する。
- ・ アウトリーチプログラム、編入学のための識字学級、学校入学キャンペーンを実施する。
- ・ 奨学品の支給、教室・学校設備の改善、補習授業、ボランティア教師の派遣、教授法の研修、母語による授業の研修を行う。
- ・ 学校の関係者対象に「子どもの権利」研修を実施する。
- ・ 子ども会活動の支援をする。
- ・ 学校改善計画の公開・事業効果測定の実施、学校運営委員会関係者への強化研修を行い、地域の人々を活用し、公立小学校の運営を改善する。

[主な資金の使途]

教室・学校設備の改善費、実態調査員日当・宿泊代、各種研修の費用（講師謝金、教材、文房具、参加者宿泊費・交通費）、学校入学啓もう活動（壁・ラジオ広告費）

[期待される効果]

- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもの小学校入学率、出席率、進級率、学習到達度が向上する。
- ・ 就学促進活動、「子ども権利」研修や子ども会活動を通じて、武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別行為が減少する。
- ・ 学校改善計画が学校運営委員会や PTA の参加を得て、立案、実施、事業結果確認

され、教育予算や地域人々が活用される。

3. ブータン事業

3-1. 初等教育の機会提供と質の改善事業

事業地域： 詳細は12月にかけて確定

事業期間： 2011年4月から2016年3月（予定）

事業内容：

[事業の大枠]

ブータンは国土の大部分が山岳地帯であり、住居が散在しているため、遠隔地で暮らしている村落子どもたちは2・3時間かけて学校へ通学しなければならない。ブータンでは子どもへの教育の必要性が大変重要視されており、保護者たちは子どもたちが継続して教育を受けられるように、学校の周辺に自前で宿舎を作り、そこに住まわせながら通学させる傾向にある。現在学校に通う子どもたちのうち約50%の子どもたちが、安全管理がなされていない宿舎で生活・学習をしている。またブータンでは、1つの教室で異なる学年の生徒が一緒に勉強するケースが多く、学校での教育の質を確保するために、教員は多学年を同時に教えるための教授法の取得が必要とされている。そこで本事業では、子どもたちが安心して生活・学習できる寄宿舎の設立を行い、今後の維持管理のために政府からの要員や村落の能力強化研修を行う。更に、学校における教育の質の向上のために、教員に対して多学年教授法研修を実施する。

[対象人口]

約41,000人（子ども）、約200人（大人）

[活動の紹介]

- ・ 安全性に配慮した宿舎の設立を行い、維持管理の為に政府からの要員や村落に対して能力の強化研修を実施する。
- ・ 多学年教授法研修の実施。

[主な資金の使途]

研修及び講習会の文房具・交通費、寄宿舎建設の資材・労賃

[期待される効果]

- ・ 子どもたちの生活・就学・学習環境を整備することで就学率が向上する
- ・ 教員の教授法が改善され、子どもたちの学習到達度が向上する

4. スリランカ事業

4-1. スリランカ東部トリンコマレ件における幼い子どものケア事業

事業地域： スリランカ東部州トリンコマレ県の5郡（エチャランパティ、ゴマランカタウェラ、ムトゥール、パダピスリプラ、ベルーガル）

事業期間： 2010年9月8日から2011年9月7日（継続）

事業概要：

〔事業の大枠〕

地方自治体や村落共同体、保護者や現地 NGO との連携を通じて、乳幼児期にある子どもたちの認知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す早期幼児教育実施体制を構築・強化する。

〔対象人口〕

2,681人（直接裨益者）、81,400人（間接裨益者）

〔活動の紹介〕

乳幼児期にある子どもたちの認知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す環境整備

0-2歳児と母親を対象とする家庭訪問型早期幼児教育（5村でのパイロット）

- ・ 母親を対象にした栄養教育研修
- ・ 女性ボランティアによる定期巡回指導
- ・ 女性ボランティアとの定期ミーティング

3-5歳児を対象とする地域参加早期幼児教育

- ・ 教員継続研修
- ・ 教員の定期ミーティング
- ・ 年二回の健康診断と関係者への研修

村落共同体の早期幼児教育への参画促進

- ・ 村人の代表への栄養、衛生、障がい支援教育に関する研修
- ・ 早期幼児教育センター運営委員会を主体とする所得創出活動の合意形成のための事前ミーティング
- ・ 同運営委員会を主体とする所得創出活動のための研修と実施支援

効果検証・事業効果測定

- ・ 専門家派遣
- ・ セーブ・ザ・チルドレン現地職員へのデータ収集・分析および事業地事業効果測定研修

〔主な資金の使途〕

早期幼児教育センター修繕・新築のための資材・労賃、各種研修・講習会開催費、栄養補助食・各種キットなど配布物の調達費、所得創出活動の原資

〔期待される効果〕

- ・ 対象地域における 3-5 歳児の乳幼児期にある子どもたちの認知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達カバー率が 70% に達する
- ・ 支援対象 乳幼児期教育センターの 60% が政府の基準を満たす¹
- ・ 従来（障がいなどの理由で）乳幼児期の教育に参画していなかった 3-5 歳児の参

¹ 政府（子どもの発達と女性の地位向上省: MoCDWE）の定める基準には教室の広さや衛生施設に関する基準のほか、教員の資質や乳幼児期教育センターの管理・運営についても規定されているため、初年度である本事業では 40%程度の達成が現実的と思われる。

加が 30% 増加する

- ・ 所得創出支援対象地域の半数で所得創出活動を開始する
- ・ 5 村における生後 24 ヶ月以下の子ども約 75 人の母親のうち、80%以上が栄養教育活動に参加し、正しい離乳食・食事回数と食材数、子どもの疾病予防、健康管理など、子どもに対して適切な養育を行えるようになる
- ・ 対象地域の村において、事業期間終了までに 0-5 歳児の栄養不良、低体重および成長阻害の割合に関する基礎データが出来上がる
- ・ 対象地域において、子どもの発達と生存に関する意識、すなわち子どもの権利に関する意識が高まる。
- ・ 所得創出支援対象地域 3 か所で所得創出活動を開始する

4-2. 北部避難民および帰還民のための緊急支援事業

スリランカ軍と LTTE (少数民族であるタミル民族の分離独立を掲げる武装組織) による内戦終結に伴い流出した 28 万人の国内避難民の帰還支援を実施する。避難民の帰還予定地域では、戦闘のため放置され農作が出来る状態でない農地や、農業用灌漑などのインフラの不足、生計活動の再開に必要な資金のない人々が多いため、生計支援を行う予定である (2010 年 11 月末から 12 月にかけて詳細を決定)。

5. パキスタン事業

5-1. パキスタン水害における子どもの生活支援と保護事業 (緊急支援事業)

水害の被害を受けた子どもたちが、心身ともに健全に復興へと向かえるようにするための物資と環境を提供するとともに、村落において子ども広場の設置、子どもの保護が実践されているかを実地検証する委員会の設置、各種研修を通して、緊急下で特に加速されがちな社会的脅威から子どもを保護するための村落の体制を構築する。

III 中近東地域

1. イラク事業

1-1. イラク南部バスラ県における住民参画型学校修復・運営改善事業 (第 1 期)

事業地域：バスラ県

事業期間：2010 年 10 月から 2011 年 7 月 (継続)

事業内容：

[事業の大枠]

イラク南部に位置するバスラ県にある小学校を対象に、教育に関連する諸問題に対し、校長、教職員、親、地域住民、子どもが協力して自ら解決にあたることで、子どもの学習環境が持続的に改善されることを目指す。目標の達成に向け、学習環境に対する上記関係者の意識が向上し、学校運営・改善への参加が拡大するよう支援する。

[対象人数] 19校の生徒約8,000人と教職員約40人、住民、教職員らによって構成され、新たに設置する学校運営委員会のメンバー約110人。その他、生徒の親を中心とした住民、教育局職員など。

[活動の紹介]

- 教育局、校長、教職員、親、地域住民の代表からなる学校運営委員会の設立
- 学校運営委員会メンバーによる学校改善計画の策定と計画に基づいた改善活動
- 清掃用備品の供与による環境整備
- 教職員の能力強化研修の実施（子どもの参加について）
- 子ども会の設立と活動支援（子どもたちの学校改善に対する意識の向上）

[主な資金の使途]

研修費（学校運営委員会設立支援・教職員能力向上）、校舎の環境整備（備品の供与）、子ども会活動費。

[期待される成果]

- ・それぞれの小学校に学校運営委員会が設立され、地域住民を含む関係者の意識が向上することで、彼らの学校運営・改善への参加が増大する。
- ・学校運営委員会や子ども会の活動、供与備品の活用により、約8,000人の子どもの学習環境が改善される（特に衛生環境）。
- ・教職員が「子どもの参加」についての理解を含め、他の教職員へ伝えることができるようになる。
- ・それぞれの小学校に子ども会が設立され、その活動を通して、子どもたち自身が学習環境の改善に向けた働きかけができるようになる。

1-2. イラク南部バスラ県における住民参画型学校修復・運営改善事業（第2期）

事業地域：バスラ県

事業期間：2011年7月から2012年6月

事業内容：

第1期の継続事業として、第2期では、学校運営委員会や教職員、子ども会の能力や組織、連携が強化されて学校改善活動が活発化し、物理的にも子どもの学習環境が改善されることを目標とする。具体的には、第1期で学校運営委員会が策定した学校改善計画に基づき、学校運営委員会が中心となって、学校の修復、備品の整備を行うとともに、研修や活動支援を通して、委員会や子ども会の活動強化、組織強化を行う。また、委員会や子ども会の連携を支援する。さらに、教職員研修の内容を深化、拡大させ、今後の指導者人材を育てることを行う。

（詳細策定中）

IV アフリカ地域

1. スーダン事業

1-1. スーダン南部緊急人道支援事業（第4期）

事業地域： 東エクアトリア州カポエタ北郡

事業期間： 2010年9月から2011年3月

事業内容：

[事業の大枠]

子どもや妊産婦らの急性栄養不良に焦点を当て、現地（簡易）診療所における保健サービスに栄養改善活動を組み込む。診療所での保健サービスの提供から、栄養不良の集中治療、外来による食餌療法、地域保健栄養改善員による家庭訪問、栄養改善教育を行うことにより、治療から予防までを含んだ基礎保健サービスを整備し、同時に地域住民の栄養不良やそれに起因する疾病に対する対応能力を向上させる

[対象人口]

合併症を伴う重度急性栄養不良の子ども100人（保護者100人）、軽度・重度急性栄養不良の子どもと妊産婦等3,000人（保護者2,500人）、保健スタッフと巡回チーム25人、地域保健栄養改善員30人、事業地におけるイベント参加者8,000人

[活動の紹介]

- ・ 合併症を伴う重度の急性栄養不良児に対し治療センターにおいて医療サービスを提供する
- ・ 合併症を伴わない重度の急性栄養不良児および妊産婦に対し、外来診療と食餌療法を実施し、また軽度の急性栄養不良者に対しては定期健診と補助栄養食療法を実施する
- ・ 地域保健栄養改善員による働きかけと栄養改善教育を通して、地域住民の保健・栄養に対する意識向上を促す

[主な資金の使途]

栄養不良集中治療センターの増設費および運営費。外来サービスの拠点設置費および運営費。医療スタッフ、巡回チームメンバー、地域保健栄養改善員の研修費。イベント実施費。事業効果測定費。

[期待される効果]

- ・ 合併症を伴う重度の急性栄養不良の子どもたちが、治療を受けることができるようになる
- ・ 急性栄養不良の5歳未満乳幼児、妊産婦、授乳期の母親が、定期健診、食餌療法や栄養補助食品の配布を受けることができるようになる
- ・ 地域住民自らが、栄養不良状態やその改善に関する知識を習得する。これにより事業終了後も引き続き、住民たちが、疾病、特に栄養不良とそれに起因する問題への対応が可能となる

1-2. スーダン南部緊急人道支援事業（第5期）

上記の第4期にてカポエタ北郡で開始した母子の栄養改善活動を継続することが中心になる。とくに、地域保健栄養改善員の強化をすすめることで事業地における啓蒙啓発活動の

活発化に注力する。これによって事業対象の拡大と重度急性栄養不良の治療と中度栄養不良の回復の向上を目指すとともに、同地域ですでに開始されているプライマリーヘルスケア（健康診断・予防接種などの保健サービスを含む総合的初期診療もしくは一次診療）事業との連携を促進する。また、これまでの栄養改善活動が自立発展できる環境を醸成するため、地域の食糧安全保障の状況調査などを必要に応じて実施することも検討している。引き続き特非）ジャパン・プラットフォームに助成申請予定（詳細策定中）

2. ウガンダ事業

2-1. ウガンダ北部地域における栄養事業（サラヤ）

事業地域： アルム県

事業期間： 2010年7月から2011年6月

事業内容：

[事業の大枠]

干ばつや紛争によりウガンダの中でも貧しい地域である北部において、栄養や保健に関する住民の意識向上を促すことにより、住民自らの保健に関する行動を変化させ、栄養状況改善を目指していく

[対象人口]

5歳以下の子ども（HIV/AIDS 孤児を含む）の保護者、マラリアや赤痢、下痢、栄養不良になっている5歳以下の子どもがいる家庭

[活動の紹介]

- ・ 住民を対象とした、栄養・保健に関する啓発活動を実施する
- ・ 村から選ばれた保健ボランティアの研修を実施する
- ・ 住民を巻き込んだ形での問題分析を行い、行動計画を策定する

[主な資金の使途]

栄養・保健に関する啓発活動実施費。村の保健チームの研修費。住民参加のイベント実施費。

[期待される効果]

栄養・保健に関する啓発活動を行い、地域住民の栄養不良やそれに起因する疾病に対する対応が可能となる。

3. ケニヤ事業

3-1. ブルガリ、ケニア母子保健事業

事業地域： ケニア共和国北東州ワジール県

事業期間： 2011年1月から2012年1月

事業内容：

[事業の大枠]

遊牧により生計を立てている人々が多く、ケニアの中でも経済的に貧しい地域である北東部で、基本的なプライマリーヘルスケア（健康診断・予防接種などの保健サービスを含む

総合的初期診療)の質を向上させるとともに、サービス利用がしやすくなることを目的に母子保健改善事業を実施する。

[対象人口]

乳幼児と妊産婦に母子保健サービスを提供する地域保健員 30 名

[活動の紹介]

- ・ 地域保健員向けの研修カリキュラムや教材を作成する。
- ・ 各地域から地域保健員を計 30 名選抜し、半年の研修を実施する。
- ・ 研修を実施する場所を確保し、研修スペースを設置・整備する。
- ・ 研修を修了した保健員の資格を公的なものとして、認定してもらうよう、現地行政機関に働きかける。
- ・ 研修を修了した地域保健員が各地域において実施する活動を、現地保健行政関係者とともに、事業効果測定するとともに、必要な支援を実施する。

[主な資金の使途]

研修所の設置費、地域保健員向けの研修カリキュラム作成費、研修教材費、交通費、地域保健員の活動の事業効果測定費

[期待される効果]

- ・ 地域保健員が各事業地で、活動を実際に行うことで、栄養不良、下痢、マラリア、肺炎、などを患っている子どもや妊産婦を見つけ出し、初期治療を行うことにより、早期の回復を図る。
- ・ 地域保健員による保健の知識の普及、啓蒙、意識向上の活動を通して、現地に多くみられる上記疾病が予防される。
- ・ 現地行政機関と連携することにより、地域保健活動が現地の保健行政の一部となり、政府関係者により適切な事業効果測定が行われ、支援活動がなされるようになる。

4. その他アフリカ事業

4-1. アフリカの子どもたちを対象とした保健栄養事業(ヴィア・ホールディングス)
アフリカの子どもたちを対象に、「食育」をテーマとした支援(保健栄養事業)を展開する。実施国については、支援企業と協議の上、今後決定(詳細策定中)

V 日本事業

1-1. 事業名：子どもの貧困解決に向けた子ども参加促進事業

“Speaking Out Against Poverty (SOAP) ～夢や希望をうばわれないために～”

事業地域：東京および大阪周辺

事業期間：2011年1月～12月

事業内容：

[事業の大枠]

日本の子どもの貧困問題に、当事者である子どもたち自身が声をあげ、社会参加することによって、その問題解決を目指す。そのために、子どもの意見を把握するための調査事業、世論形成のための啓発、政府や自治体に対する政策提言を実施。

[活動の紹介]

- ・ 政策や施策に子どもの声を反映するために、調査を通じて、子どもの意見を収集すると同時に、子どもが意見を表明する場を設ける。
- ・ 関係団体や企業との連携に基づき、子どもの貧困解決に向けた世論喚起・形成のためのイベント等の啓発を実施する。
- ・ 調査や啓発によって集約した子どもを含む市民の声をもとに、関係団体との連携し、子どもの貧困解決にむけ、政府や自治体への政策提言を実施する。

[主な資金の使途]

調査実施のための交通費、啓発のためのイベント運営費、事業企画立案や政策提言資料開発のための業務委託費

[期待される効果]

- ・ 子どもの貧困に関して、子どもの意見表明の機会が保障される。
- ・ 子どもの意見を通じて、子ども貧困に対する社会の関心がさらに高まる。
- ・ 子どもの貧困に関する政策提言において、子どもの意見が考慮される。

1-2. 事業名：子ども参加促進のための研究実践

1-2-1-① 自治体における子ども参加の仕組み作り

事業地域：埼玉県和光市

事業期間：2011年1月～12月（その後も継続）

事業内容：

[事業の大枠]

自治体での子ども参加を促進するため、自治体と地域住民による「わこう子どもプラン」子ども版地域協議会の実施をサポートし、次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施に子どもの意見を反映する。

[対象人口] 子ども20人、大人100人（直接受益者）、子ども約7,300人（間接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 和光市の子ども版地域協議会の実施にあたり、自治体や地域住民に対し、子ども参加に関する資料提供やアドバイスを行う。

[主な資金の使途]

和光市および地域住民との打ち合わせのための交通費

[期待される効果]

- ・ 子ども版地域協議会を通じた子どもの意見が次世代育成支援行動計画（後期計画）実施

内容に反映される。

- ・ 自治体や地域住民が子ども参加に対する意識を高める。

1-2-② 大学との連携における子ども参加の担い手育成

事業地域：東京都豊島区（大正大学）

事業期間：2011年1月～2012年3月

事業内容：

[事業の大枠]

子どもの権利の視点をもち子ども参加を促す“チャイルド・ファシリテーター”を育成するために、大正大学人間学部人間環境学科のびのびこどもプロダクトコースの授業を業務受託し、学生を育成する。

[対象人口] 大学生 80 人（直接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 大学1年生を対象にした「国際協力概論」、大学2年生を対象にした「子どもの権利に基づく国際協力活動」「チャイルド・ファシリテーター研修」を実施し、学生の子どもの権利の理解およびチャイルド・ファシリテーターとしての知識・態度・技能を養う。

[主な資金の使途]

授業実施および大学との打ち合わせのための交通費

[期待される効果]

- ・ 学生が子どもの権利に基づいた国際協力活動の在り方を理解する。
- ・ 学生が子どもの権利の視点から、子ども支援や子どもに寄り添う大人の在り方について理解する。

1-3. 事業名：子どもの権利実現のための教材開発・普及

事業地域：東京・大阪を中心とした全国

事業期間：2011年1月～12月（その後も継続）

事業内容：

[事業の大枠]

日本国内における子どもの権利の実現にむけ、子どもの権利や子ども参加に関する教材を開発すると同時に、子どもの権利啓発のため、開発した教材を普及する。

[活動の紹介]

- ・ 大阪府内の高校また高校生が主体となって活動するボランティア団体と連携し、教員向け子どもの権利教材を開発する。
- ・ 子ども参加やチャイルド・ファシリテーター育成に関する研修課程や冊子等を開発する。
- ・ 「Hi5!」ポスター式教材をはじめとする子どもの権利や国際協力に関する教材、子どもの権利に基づいた子育てガイド「ポジティブ・ディシプリンのすすめ」等を販売・貸出すると同時に、講習会等を通じて普及する。

[主な資金の使途]

教材開発のための業務委託費・交通費、教材作成のための印刷・製本費、教材普及のための交通費

[期待される効果]

- ・ 子どもの権利教育を実践するための教材が確立される。
- ・ 子どもに寄り添い、子ども参加の担い手となる“チャイルド・ファシリテーター”育成の方法論が確立される。
- ・ 子どもの権利に関する教材が東京・大阪を中心に多地域に普及し、活用される。

VI 政策提言（政策提言）活動

[基本方針]

- ・ 「国連子どもの権利条約」に定める子どもの権利（生存、発達、保護、参加の権利）の実現に寄与すること
- ・ セーブ・ザ・チルドレンの世界戦略に対応していること
- ・ 国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレンの強みを生かせること。具体的には、国際的な課題であり、S C I と連携できる課題であること
- ・ 日本国内およびセーブ・ザ・チルドレンを含む国際的な子どもの権利の世界における、SCJ の評価を高める課題であること

[具体的な活動計画]

1. 国連子どもの権利委員会に対する通報（申し立て）制度：CRG (Child Rights Governance)
 - ・ 2011 年内に予想される選択議定書の国連総会での採択に向けて、NGO Group for CRC の立案した意見書に基づき、国内および東アジア地域でのロビー活動を継続する。
 - ・ 他の国際人権委員会に関わっている日本国内の NGO ネットワークとの連携強化（自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会等）
 - ・ 国連子どもの権利委員会に対する通報制度における子ども参加に関する調査・研究
 - ・ 選択議定書草案に関する作業部会への提言
2. 国連子どもの権利委員会による第 3 回政府報告審査関連：CRG
 - ・ 第 3 回政府報告および選択議定書に関する第 1 回政府報告に対する子どもの権利委員会の最終見解のフォローアップ
3. Speaking Out Against Poverty: CRG

V 日本事業 1-1. の通り

4. 性的暴力から子どもを守ろう！キャンペーン：CPI(Child Protection Initiative)、CRG 性的搾取・暴力からの子どもの保護に関する欧州評議会条約の署名・批准の実現を目指し、

賛同団体とともに、政府・国会に対するロビー活動を継続する

5. EVERYONE : Everyone

- ・(2015年までに、5歳未満児死亡率を1990年レベルの3分の1に引き下げることを目指すSCの世界キャンペーン)
- ・GII/IDI 懇談会(保健分野の政策提言活動を担ってきた国内NGOネットワーク)およびGCAP JAPAN(世界の貧困解消のためのキャンペーンと政策提言を行うNGOネットワーク)を通じた政府への働きかけ活動

6. EGI: EGI

(紛争下の子どもたちに基礎教育を受けさせるSCの世界的啓発活動)

JNNE(国際的な教育普及を目指すNGOの団体)、GCAP JAPANを通じた政府への働きかけ活動に加え、SCJ独自のチャンネルの構築も検討

7. 人道支援関連アドボカシー(緊急事態に対応するためのSCの世界的な枠組み):ACE

VII 広報事業活動

1. 個人向け広報事業

限られた資源(人材、資金など)を効果的かつ効率的に活用し、新聞・雑誌などでの露出を増やし認知拡大を目指す。また、ホームページやニューズレター(SCJの定期行物)などさまざまな広報の手段を利用し、説明責任の充実を図る。

2. 法人向け広報事業

2011年度は、法人からの支援獲得拡大のために以下の5つのポイントに注力し法人との連携を図る。

- ①重点企業を選定し、その企業の本業を途上国の市場で活かす提案を行い支援の獲得を目指す。例えば、途上国ビジネス、官民連携活動の橋渡し。
- ②今まで支援実績のない新規企業に対し、アプローチを試み社会貢献活動の提案を行う。
- ③理事会にも理事の関連企業への紹介、声掛けを依頼し支援企業の拡大を目指す。
- ④支援の提案にあたっては、法人からの直接的な支援のみならず、法人の持つサービスの提供を受ける等様々な支援の可能性をお知らせし、協力をお願いする
- ⑤既に支援を頂いている法人の方々にも定期的な情報交換を行いセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとの連携を強化する。

以上